（別紙）

「森林法施行規則の一部を改正する省令案」及び「森林法施行規則の規定に基づき、申請書等の様式を定める件の一部を改正する告示案」に寄せられた御意見及びそれに対する考え方について

○取りまとめの都合上、内容を適宜要約・統合しています。

○今回の改正案と直接関係がないため掲載していない御意見等もありますが、今後の施策の参考とさせていただきます。

御意見	御意見に対する考え方
1　法人の国籍の把握に関する御意見	
・法人の場合には役員・議決権の過半を占める場合のみ国籍届を義務としているが、一人でもいれば届出すべき。 ・同一国籍が過半数ではなく、外国籍の役員や議決権が一部でもいればその旨を届け出るようにしてほしい。実態を正しく把握するためには過半数という条件づけは不要。 など、同趣旨の御意見が合計 118 件	今回の改正案は、市町村が森林法に基づく行政処分や指導等をより実効的に行うために所有者の国籍等を把握しようとするものです。ご指摘の法人の場合については、法人の役員や議決権を保有する者がそれぞれの過半数を占める場合に当該者がその法人の方針を決定し得る存在となることを踏まえ、原案のとおりといたします。
2　国籍等の公表に関する御意見	
・国籍情報は公表しないことにされているが、公表すべき。 ・省令案では国籍情報が公表されないことになっているが、公表の可否は再検討すべき。国民が土地所有の実態を確認できる透明性は、地域社会の安心感確保や不当な取得への牽制につながる。 ・法人の場合の届出時、役員に外国人が 1 人でもいる場合は国籍を公表するべきである。また、使用用途の内容を明らかにすべき。 など、同趣旨の御意見が合計 105 件	届出等を通じて把握した国籍及び用途については、年１回実施している「外国法人等による森林取得に関する調査」により、個人が特定されない形で公表する考えです。

3	**外国人による森林の取得や用途の制限に関する御意見**	
	・届出だけでは不十分で、その用途の制限も加えるべきだし、そもそも外国人の取得を禁止するところまでもっていくべき。 ・外国人の森林の土地の取得そのものを大幅に制限する抜本的な改正を求める。そもそも外国人に森林を取得させることは国防上のリスクや資源保護の観点から原則禁止とし、本人が居住する住居に限定するなど、根本的な見直しが必要。 ・国籍情報の収集のみでは、外国資本による森林取得に伴うリスクを十分に管理できない。より実効性のある制度とするため、水源地域・防災上重要な森林・国境付近・生活インフラに近接する森林を区域指定し、外国法人・外国人による取得は許可制（事前審査制）とする制度を検討すべき。 など、同趣旨の御意見が合計 154 件	いただいた御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。 なお、外国人の土地取得等のルールの在り方については、令和８年１月 23 日に決定された「外国人との秩序ある共生社会実現のための総合的対応策」において政府としての考え方を示しているところです。
4	**国籍把握の必要性に関する御意見**	
	・「外国人の場合のみ国籍等を提示させる」という内容は、人種差別・民族差別。現状林野庁で取得者の国籍が把握できている事から、既に現行法でも全く問題は無い。この改定は「外国人の土地取得が問題」と思い込ませる為の様に思える。国際的な人権保護への準拠の観点からも、日本国憲法の非差別・平等の観点からも、この改定に反対。 ・届出が法人の場合の役員や議決権の外国籍者が過半を占めるか記載する欄があるが、流動的なものであるから土地の取得時点で記載する必要がないと考えられる。そもそも森林の土地の届出で、自己申告のそれをどのような行政の指導や政策立案に役立てるのか。また、森林の土地の用途は伐採届あるいは林地開発許可で把握されるものであるから、森林の土地の取得時点で記載する必要はない。	林野庁では、都道府県等を通じて、届出書に記載されている氏名や住所等をもとに、外国法人又は外国人と思われる者等による森林取得について毎年調査を行い、結果を公表しておりますが、必ずしも正確には把握できないという課題があったところです。 今回の改正は、新たに届出事項に国籍を追加することにより、外国人等による森林取得の実態を円滑かつ正確に把握するとともに、市町村が森林法上の行政処分や指導等を行う際に、相手方の言語等に配慮した方法でより実効的に行うことを可能とすることを趣旨としており、これらの指導等に届出の情報を活用するものであることから、原案のとおりといたします。

５　市町村の事務負担に関する御意見		
	・今回の法令改正はあくまでも権利の移転があった時点のみへの対応であり、その後の法人の代表者の変更等まで市町村に調査を強いることがないよう、地方自治体の負担軽減に配慮いただきたい。 ・林地台帳の記載事項追加は市町村の負担が大きく、自治体によって対応に差が生じるおそれがある。国として支援を行うべき。 ・役員の国籍確認等は、自治体の窓口負担を増大させる。自治体が衛星データ等を用いて全所有者の利用実態を「国籍を問わず一律に」監視できる体制を、国費によって構築することを求める。	いただいた御意見は今後の施策の参考とし、本届出制度を担う市町村の事務負担に配慮して、適切に制度運用を図ってまいります。
６　添付書類に関する御意見		
	・今回の改正により国籍を明記するよう求めているが、記載された内容が正しいかどうかの根拠書類の添付は求めないのか。 ・届出人が外国籍の個人または法人であった場合、登記事項証明書だけでは確認できない事項について、追加で書類の添付を求める必要があるのか、申請書様式やマニュアル等で定めていただきたい。	届出の添付書類については従来どおり（当該土地の位置を示す地図及び当該土地の登記事項証明書その他届出の原因を証明する書面）としています。
７　届出様式に関する御意見		
	・新様式について、森林や法律に関する知識を有しない方には難しく面倒に感じられるのではないか。誰もが書きやすいように１ページ当たりの情報量が少なく読みやすい様式にしていただきたい。 ・外国籍者が記入することを想定して、記入枠や文字を大きくすることを希望する。加えて様式の文言を平易な言葉遣いに変更することを提言する。	様式については、把握すべき項目を漏れなく記載するため、原案のとおりといたしますが、必要な事項を入力することで様式に沿った内容が出力できるエクセル形式のファイルを林野庁 Web サイトに掲載するなど、円滑に届出書を作成できるよう努めてまいります。
	・「森林法施行規則の規定に基づき、申請書等の様式を定める件の一部を改正する告示案」について、「規則第７条第１項の届出書の様式」の「代表者」の欄の「国籍等」の欄中の「※４」は不要ではないか	届出者が会社法第 575 条第１項で規定する持分会社である場合は代表者（社員）が法人であることもあるため、原案のとおりといたします。

８　虚偽届出に関する御意見		
	・外国資本が日本法人又は日本人名義を介して森林取得を行う迂回ルートが懸念される。国籍等の虚偽記載、名義貸し、実質支配者の隠蔽については、罰金の強化、強制売却命令、取得の無効化等の措置を含め、抜け道を封じる制度とすべき。 など、同趣旨の御意見が合計３件	本届出制度において虚偽の届出をした者については、森林法第213条の規定による罰則が措置されており、適切に制度運用を図ってまいります。
９　届出書の記載事項追加等に関する御意見		
	・日本国籍保有者について、帰化の有無を記載すべき。 ・帰化して間もない方（３年以内）も届出すべき。 ・帰化する前の国籍も統計データ資料として重要ではないか。 など、同趣旨の御意見が合計７件	今回の改正案は、市町村が森林法に基づく行政処分や指導等をより実効的に行うために所有者の国籍等を把握しようとするものであり、原案のとおりといたします。
	・「犯罪による収益の移転防止法」に準じ、直接・間接を問わず一定以上の議決権や支配力を有する「実質的支配者」の国籍等の記載を求めること。 など、同趣旨の御意見が合計２件	
	・「国内連絡先」について、単なる「連絡先」ではなく、不適切な利用等があった際に所有者と連帯して法的責任を負う「国内管理責任者」に格上げしてその選任を義務付けるべき。	
	・借地権者も所有の場合と同様の改正をすべき。	

10	**既に所有者となっている者の国籍把握に関する御意見**	
	・過去分の取得者に対しても遡って国籍情報を確認し、実態を把握すべき。 ・この改正は新たに所有者となった者に適用され、既に所有者となっている者の林地台帳等は現状のままで国籍は記載されないのか。 ・登録時だけではなく、全部の土地を把握することは時間もかかるが、土地面積の大きいところから国籍把握につとめて、リアルタイムに更新される DX を活用した徹底的な管理を国民としては希望する。	林地台帳の記載事項に国籍等が追加されることにより、森林の土地の所有者届出書以外の方法で市町村が把握した国籍等の情報についても、順次、林地台帳に記録していくこととなります。
11	**施行の時期に関する御意見**	
	・森林の取得に際して国籍等を届け出る仕組みを令和 8、9 年とかではなくできる限り早く実行してほしい。	改正後の届出様式については、周知期間を考慮して令和８年４月１日から適用することとしており、原案のとおりといたします。
12	**その他の御意見**	
	・国土を外国資本、国際組織より、擁護する法改正であり、賛同する。運用にあたり、不都合な事例等発生した場合、速やかに改正等にて、対応をお願いする。 ・本改正案は、森林の土地所有の実態を的確に把握し、適正な森林管理及び行政施策の実効性を高める観点から、事業者及び市町村の双方にとって意義のある見直しであり、本改正案に賛成する。	いただいた御意見は今後の施策の参考とさせていただき、適切な制度運用に努めてまいります。
	・現在は相続登記が義務化されたため、相続による権利移転の際の届出は不要であると考える。遺産分割協議に時間を要する場合は共有物として一度提出して決定したらまた提出というシステムや、提出期限が相続開始から 90 日以内という点も無理がある。	